事業継続力強化支援事業の目標

I.現状

本市は、千葉県北部のほぼ中央にあり、東京から 50km圏、成田国際空港からは10km圏、千葉駅から電車で 40分ほどの場所に位置し、市北側に東関東自動車道の酒々井インターチェンジ・佐倉インターチェンジ、市南側に首都圏中央連絡自動車道の東金インターチェンジ・ジャンクション及び千葉東金道路の山田インターチェンジが近接しており、広域交通の利便性が高い位置特性を有しています。

- ◆市の広さは、東西に短く約 7.7km、南北に長く約 16km あり、面積は 74.94km2 です。
- ◆東を山武市に接し、西は佐倉市、南は東金市・千葉市、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接 しています。
- ◆酒々井インターチェンジを活用した地域経済の発展に資するため、富里市、酒々井町及び本市で「酒々井インター周辺活性化協議会」を発足し、広域交通結節点としてのポテンシャルを活用したまちづくりを検討しています。
- ◆日本の玄関口である成田国際空港においては、第3滑走路新設などさらなる機能強化が計画 されており、新たな雇用の創出に合わせ、成田国際空港周辺地域の居住環境の整備等が検討 されています。
- ◆東金市においては、物資や人の交流の活性化を促す交流ネットワークを形成するため、首都 圏中央連絡自動車道の整備を促進するとともに、スマートインターチェンジ(構想)の整備 向けた取組が推進されています。
- ◆本市は下総台地の南部にあり、大きな河川や山などはなく、大部分が平坦な台地上に位置しています。
- ◆市の中央部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部及び北部に水田地帯が点在しています。



1 地域の災害リスク

(1) 地質

本市域の下総台地は第四紀層から構成されています。最下位の下総層群成田層は、貝殻の化石 や生物活動の痕跡が認められる浅海性から淡水性の泥層や砂層から形成され、ほぼ水平に堆積 しています。その上位に、火山灰の風性堆積物からできた関東ローム層(下位から下末吉ロー ム層、武蔵野ローム層、立川ローム層)がのっています。

(2) 気温·降水量

(3) 地震災害の想定

千葉県は、過去に県内に大きな被害をもたらした地震や今後の地震の発生確率等をふまえて、近い将来(今後約 100 年程度)県内に大きな被害をもたらす可能性の高い、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震の三つの地震を想定した地震被害想定 調査を平成 19 年度に、大正型関東地震、千葉県北西部直下地震を想定した被害想定調査を平成 26・27 年度に実施しました。 平成 26・27 年度の地震被害想定調査において、県下全域でマグニチュード 7 クラスの地震が同時に発生した場合の最大震度を予測し、本市ではすべての地点で最大震度が 6 強となっています。マグニチュード 7 クラスの地震が全域で同時に発生する可能性は低いものの、市内のどの場所でも震度 6 強の揺れが発生する可能性があることを踏まえて耐震対策を進める必要があります。

(4) 風水害の想定

本市における過去の水害や土砂災害、風害(竜巻)の被害については、災害履歴によると、八街市では、大きな水害や土砂災害の発生は無いものの、段丘崖における土砂災害や土砂流出、周辺よりも低い地域での排水不良による浸水被害等が毎年のように発生しています。過去の風水害履歴や県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに、市域の風水害による危険性を把握しました。

- (i) 土砂災害: 市域には、34 箇所の土砂災害警戒区域が分布し、いずれも急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が想定され、危険が想定される区域の住民に対しては、がけ崩れの危険性や避難先の検討などについての説明会が開催されています。これらの崖(急傾斜地)は、台地の低地の境に分布しており、過去の台風や大雨時には、がけ崩れや土砂の流出が発生しています。
- (ii) 水害の危険:市内には大きな河川は流れていないため、大規模な洪水は想定されていません。しかし、局所的な豪雨により、小河川の氾濫あるいは排水不良による浸水被害の可能性があります。過去の豪雨の際にも、排水不良による浸水被害が発生しています。また、宅地の開発により、これまでは農地等として利用されていた低地に住宅が建ち、新たな被害をもたらす可能性があります。
- (iii) 風害(竜巻)の危険:近年の記録によると、市内では平成8年7月5日及び平成27年8月20日に竜巻あるいは竜巻様の突風の記録があります。平成8年の竜巻では建物への被害も発生しています。

(出展:八街市国土強靭化地域計画)

(5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大流行を繰り返しています。特に新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動等への影響は甚大なものとなっており、ワクチン接種が進み終息に向かっているが、当市において多くの市民の生命・健康に重大な影響を及ぼしており、今後も同様の感染症が発生する事を想定し、対策を講ずる必要があります。

2. 市内商工業者の状況

(1) 商工業者数(2) 小規模事業者数2,370 事業所(出展:平成28年経済センサス)1,771 事業所(出展:平成28年経済センサス)

業種	商工業者数	小規模事業者数
建設	383	372
製造	267	227
情報通信	3	3
運輸・郵便	105	75
卸売・小売	556	312
金融・保険業	16	12
不動産・物品賃貸	123	101
学術研究・専門・技術サービス	60	54
宿泊・飲食サービス	205	154
生活関連サービス・娯楽	220	186
教育・学習支援	57	40
医療・福祉	174	93
その他	201	142
合計	2, 370	1, 771

3. これまでの取組

(1) 八街市の取組

- ・八街市防災会議が策定した地域防災計画に基づく各種災害対策
- ・八街市地域防災力向上計画の策定
- ・八街市国土強靭化地域計画の策定
- ・避難環境の整備、防災備蓄品の整備
- ・自主防災組織の設立支援
- 防災訓練の実施
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

(2) 商工会議所の取組

- ・BCP (事業継続計画) に関する各種施策の周知
- ・ 損害保険会社等(千葉県火災共済協同組合等)と連携した損害保険への加入促進
- ・被災事業者に対する各種補助金申請の支援(小規模事業者持続化補助金等)
- 日本政策金融公庫等の公的な各種融資制度の斡旋
- ・ 災害発生時の商工業関係被害状況調査及び情報収集
- ・八街商工会議所会館全体についての防火管理に係る消防計画の実施
- ・災害時対応マニュアルの策定

Ⅱ 課題

- (1) 小規模事業者における災害リスクの認知不足 市内の小規模事業者においては、八街市にどのような災害リスクがあるかについて、認知 されていません。
- (2) 行政との連携・協力体制の不足 現状では、自然災害が発生した後の管内商工業者の被害状況報告にとどまっており、行政 との協力体制が確立されていません。
- (3) 平時・緊急時の対応におけるノウハウ・スキルの不足 平時・緊急時の対応を行うことのできるノウハウを持った職員が少ないのが現状です。
- (4) その他 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手荒い・うがいの 徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の 備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要です。

Ⅲ 目標

- (1) 災害リスクの周知
 - 小規模事業者に対し、災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知します。
- (3) 行政との連携・協力体制の構築 発災時における連絡体制を円滑に行うため八街商工会議所と八街市との間における被害 情報連絡ルートを構築します。
- (3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの習得 当所経営指導員をはじめとする職員が防災や減災対策、備えに対する知識を身につけます。
- (4) その他
 - 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県に報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年10月1日~令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・八街商工会議所と八街市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ・八街商工会議所職員(経営指導員等)による巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いて 事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について 説明します。
- ・会議所ニュースや広報やちまた、ホームページ等において、国の施策の紹介や、各種損害保 険等の概要、事業者BCP(事業継続計画)を策定した小規模事業者の事例紹介等を行いま す。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、八街商工会議所と八街市から 感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

(2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

•「災害時対応マニュアル」、「職員の緊急連絡網」を作成。

(3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を開催します。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、当所においてリスクファイナンス 対策として各種保険紹介等を実施します。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ・中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組みを支援します。
- ・八街商工会議所に事業継続力強化協議会(構成員:当商工会議所、当市)を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP(事業継続計画)への取組み状況等について協議します。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、八街市と連絡ルートの確認等を実施します。

2. 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。 そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、八街市や関係機関へ連絡します。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・八街商工会議所事務局責任者は、災害発生後速やかに職員緊急連絡網やSNS等に 八街商工会議所職員の安否と業務従事の可否を確認します。
 - ※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮します。
- ・従事が可能な職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を八街市へ連絡し 共有を図ります。

- ・新型ウイルス感染症の発生時には、八街商工会議所職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行います。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、八街市における感染症対策本部の方針に基づき八街商工会議所による感染症対策等を行います。

(2) 応急対策の方針決定

- ・八街商工会議所職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとします。
- ①職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全を確保し、警報等が発令されている場合は警報等が解除されてから出勤します。
- ②道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤します。
- ③家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤します。
- ・八街商工会議所の会員事業所の大まかな被害状況の把握は可能な限り早い段階に実施し、そ の状況を八街市と共有します。
- ・八街商工会議所と八街市で共有する被害規模等の目安

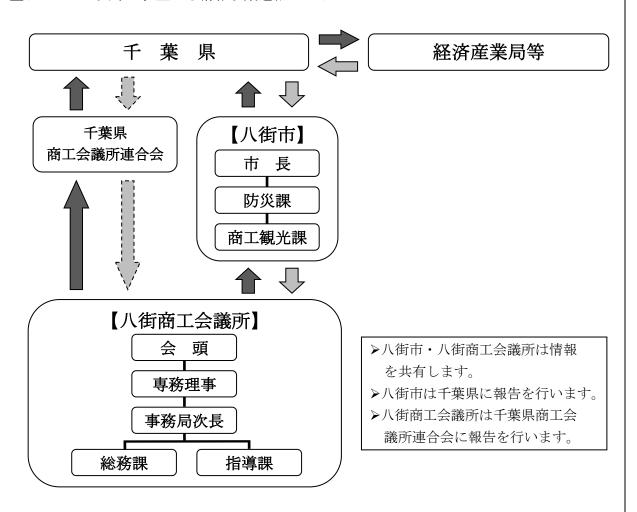
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」「建物 の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、 交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・ 半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

・本計画により、八街商工会議所と八街市は以下の間隔で被害情報等を共有します。

発災直後~	速やかに情報共有を行う
発生後~1カ月	必要の都度共有する
1ヶ月以降	適宜情報共有を行う

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う ことができる連絡ルートは次のとおりとします。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決めます。
- ・八街商工会議所と八街市は、被害状況の確認方法等についてあらかじめ協議します。
- ・八街商工会議所と八街市は情報を共有し、県の指定する方法にて八街市より県へ報告します。
- ※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集連絡ルート



(2) 感染症流行時 ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、八街商工会議 所と八街市が共有した情報を県の指定する方法にて県へ報告します。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・八街商工会議所は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や 資金繰り等の特別相談窓口を設置します。
- ・八街商工会議所は、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認します。
- ・八街商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)について、地区 内小規模事業者へ周知します。
- ・八街商工会議所は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規 模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、八街市の防災計画を基に被災小規 模事業者に対し支援を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派 遺等を千葉県商工会議所連合会等に相談します。
- ・小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を八街商工会 議所において実施します。
- ・八街商工会議所と八街市は日本政策金融公庫・市の融資制度等の融資を斡旋します。
- ・八街商工会議所は、事業再建計画の策定を支援します。

6. 感染症対策

八街商工会議所としての感染症対策は次のとおりとします。

(1) 事前の対策

- ・WEB会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備します。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄します。

(2) 流行時の対策

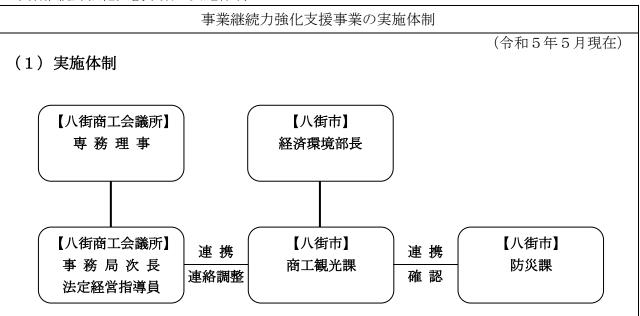
- ・八街商工会議所職員をグループごとに編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入します。
- ・通常総会、常議員会及び正副会頭会議等の商工会議所の管理・運営に必要な会議は、書面議 決とします。
- ・八街商工会議所職員が感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとします。

7. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 三須英樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会議所、関係市町村連絡先
 - ① 八街商工会議所 〒289-1115 千葉県八街市八街ほ 224 番地

TEL: 043-443-3021 / FAX: 043-443-7221

E-mail: info@8cci. ip

② 八街市経済環境部商工観光課 〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29

TEL: 043-443-1405 / FAX: 043-442-6416

E-mail: shoko@city.yachimata.lg.jp

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要	な資金の額	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
	・セミナー開催費等	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
	・防災、感染症対策費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、各種手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。